

国は福島事故被災者への損害賠償責任を誠実に果たせ！ 国の責任を否定した最高裁決定は砂上の楼閣・・・最高裁三浦裁判官の反対意見と株主代表訴訟東京地裁判決に続き、掘り崩そう！

リサちゃんとパパの会話：パート20



リサ ねえ、パパ。最高裁って「最高裁判所」、地裁は「地方裁判所」のことよね。控訴審判決って何？全然違う内容の決定とか判決が出ているけど、どうなっているの？

パパ 地方裁判所の判決に不服があれば、高等裁判所へ控訴できる。高裁で出た判決が控訴審判決で、それでも不服なら最高裁へ上告できる仕組みだ。今回の最高裁の決定は、福島事故被災者への損害賠償控訴審判決に不服のある東京電力と国が上告し、それに対する最高裁判断が出されたんだよ。



この最高裁決定は二つに分かれていて、3月に東電に対する決定、6月に国に対する決定が出されたんだけど、その決定に違いが出た。東電の上告は棄却されて控訴審判決が確定された一方(○)、国の上告では、控訴審判決が覆り、国の責任は否定されたんだ(×)。明暗がすっかり分かれてしまった。

東電の損害賠償責任については、7つの控訴審判決のすべてで原告が勝利していたから、東電の上告が棄却されたのは当然のこと。避難が続く精神的苦痛に加えて「ふるさと喪失慰謝料」など生活基盤やコミュニティを失った損害を認め、国の賠償基準を超える支払いを東電に求める画期的なものだ。



2022年3月最高裁決定は、東電の上告を退け、国の賠償基準を超える原発事故被災者の損害賠償額(控訴審判決)が確定

2022年7月東京地裁判決は、株主代表訴訟で、水密化による津波対策不作為の善管注意義務違反を認め、東電元役員らに13兆円余の賠償を認定

2022年6月最高裁決定は、多重防護の津波対策で事故を防げたとの三浦守裁判官の反対意見を拒否し、4名中3名の「仮定の上に仮定」を重ねた多数意見で、福島事故の国家賠償責任を否定

7つの控訴審判決は、3月2日に3件(生業、群馬、千葉訴訟の原告3,683人、賠償額約14億円)、3月7日に3件(いわき、東京、福島[福島市など自主避難等対象区域住民]訴訟の原告約570人、賠償額約11億円)、3月30日に1件(愛媛訴訟の原告22人、賠償額4,620億円)の計7件で、3月2日と30日の計4件は最高裁第2小法廷(菅野博之裁判長)、3月7日の3件は最高裁第3小法廷(林道晴裁判長)がそれぞれ上告棄却決定を出したんだ。



巻頭以外の目次

1. 約束違反・法令違反の正当性なきトリチウム汚染水海洋放出をたった7分の議論で認可した原子力規制委員会は許せない！
2. 福島事故の国家賠償責任を否定した最高裁決定は「仮定の上に仮定」を重ねた砂上の楼閣
3. 損害賠償費の一般・特別負担金総額が393億円も減額---新電力破産の陰で電力会社への利益供与は許されない！
4. 今年は長居公園自由広場で開催する予定 戦争はいやや！核なんかいらへん！ FESTIVAL2022 代表代行 久保良夫

パパ 他方、6月17日に国の責任を否定する決定を出したのは、4件の控訴審判決を扱った最高裁第2小法廷(菅野博之裁判長)だ。裁判官4名中3名が「地震・津波は想定外で、国に責任なし」という信じられない判決だった。さすがにこんな無茶な決定には、1名の三浦守裁判官が反対意見を出した。この反対意見こそ本来あるべき決定で、私たちも支持できる内容だ。



ところが、最高裁多数意見の3名の裁判官には、「危険な原子力施設では万が一にも原子力災害を引き起こさない」という、これまでの最高裁判決の常識を無視して、「成り立ちえない仮定」をいくつも重ねて「防潮堤を築く指示を出していても津波被害は防げなかった」と結論づけたんだ。

リサ 最高裁決定に異論を唱えた三浦守裁判官の反対意見って、どんなの？

その1ヶ月後の7月13日に、東電株主たちが旧経営陣の責任を追及した株主代表訴訟で、東京地裁が、東電元会長らに13兆円余の賠償を命令する判決を出したんだ。「原発を安全に運転する義務がある経営者が、施設の安全をおろそかにした責任は重大だ」として会社に損害を与えたことを認め、支払いを命じたもので、極めて画期的なものだよ。



リサ 最高裁って偉い裁判官ばかりだと思ってたけど、違うのね。4人のうち1人でも正しい判断をした裁判官がいてよかったね。その直後の東京地裁判決もすごいね。だけど、なぜ違ったの？

パパ 最高裁の今回の事故は防げなかったという理由は、「仮定の上に仮定を重ねる」論法なんだ。一つ目の仮定は「津波シミュレーション通りの津波がくる」という仮定、二つ目は「防潮堤はその津波高さのみを前提とした最低限の設計になる」という仮定、三つ目は「水密化も実施されない」という仮定、これら三つの仮定を積み重ねて「事故は防げなかった」と結論づけたんだ。どれか一つでも「仮定」が崩れると全体の結論も崩壊してしまう。最高裁決定に異を唱えた三浦裁判官の反対意見や東京地裁判決はこれらの仮定は成り立たないと厳しく批判している。

その中でも重要なのが、地震や津波などの自然現象に伴う不確かさの評価だよ。これには「認識論的不確かさ」と「偶然的不確かさ」の2種類がある。「認識論的不確かさ」は、詳細な調査・研究などで自然現象に対する「ヒトの認識」を高めれば減らすことができるけど、「偶然的不確かさ」は自然現象そのものに含まれる「偶然性によるばらつき」なので、努力しても減らせない。だからこそ、地震・津波対策では、認識論的不確かさを小さくする努力をした上で、偶然的不確かさをも考慮して、何倍かの安全率を見込んで安全設計するんだ。そうすれば、「想定外」の現象が起きても吸収できる場合があるんだよ。

パパ 三浦裁判官の反対意見は、過去の最高裁判決に沿い、実に理路整然としている。

簡単に言うと、地震調査研究推進本部という国の有識者会議が、地震や津波の起きる危険性を「長期評価」として報告してるんだけど、三浦裁判官はこれを「基本的な信頼性が担保されたもの」と積極的に評価する一方、これに基づく東電子会社の津波シミュレーションについては、最高裁決定のように「絶対的なもの」と見なしてはいけないと警告している。たとえば、シミュレーションでは「津波は東側からは遡上しない」としていたけど、「遡上する可能性を想定することは、むしろ当然」で、そのような余裕のある防潮堤が設置されたはずだとしている。その上で、「浸水の危険に備えた多重的な防護」としてシミュレーションによる「最大浸水深等の諸条件」に安全上の余裕をもたせた水密化措置、すなわち、建屋や非常用電源設備などの浸水防護対策が多重的にとられていれば、つまり、防潮堤と水密化等の多重防護策をとっておれば事故は防げたとしているんだ。

最高裁判決から1ヶ月後に東京地裁で出された東京電力株主代表訴訟判決でも、最高裁決定の「仮定」を根っこから掘り崩す、極めて具体的な事実が、これでもか、これでもか、というぐらいに、たくさん示された。たとえば、津波に対して防潮堤を作るのが当然だけど、仮にそれを先送りするのであれば、津波浸水が避けられないのだから、建屋や施設に津波の海水が浸入しないように「水密化工事」を最優先で行うのが緊急かつ最重要な経営判断であるべきだったし、水密化工事で原発重大事故は防げた、というんだよ。

今回の最高裁決定は「仮定の上に仮定」を重ねたもので、言わば「砂上の楼閣」――今後も三浦裁判官の反対意見や東京地裁判決のような厳しい判決が出続ければ維持し続けるのは難しい。国の賠償責任が否定されても、国には賠償基準を見直し、東京電力に損害賠償を果たさせる責任がある。

原子力事業者負担の賠償費、 電力消費者に一部肩代わり



経産省

損害賠償費7.9兆円は、本来なら
原子力事業者が全額負担すべきところ、
2.44兆円については、原発の電気を拒否した新電
力契約者やこれから電気料金を支払う消費者にも
負担してもらいます！

毎年610億円を託送料金に組み込み、40年かけ
て、有無を言わず、強制的に回収します。

経産省は「電力自由化」を進めると言いながら、
新電力は破産、大手電力には393億円の利益供与
こんなの電力自由化じゃない！おかしいよ！？

いま救済すべきは、
新電力でしょ



2021年度には、東電の特別負担金を100
億円減額、原発推進電力会社の一般負担
金を293億円減額。「経営が苦しい」大
手に負担の減額をこそと行ないました。



リサ その通りね。3月の最高裁決定で
東電の賠償責任が確定したのを受け、
6月5日に原告団に初めて直接謝罪し
たっていうけど、小早川智明社長名の
謝罪文を代読させたのよね。

謝罪文には、「皆さまの人生を狂わせ、心
身ともに取り返しのつかない被害を及ぼした
ことに対し心から謝罪します。」「事故を防げ
なかったことを深く反省している。」「福島へ
の責任の貫徹が最大の使命で、その責任を
果たしていく」って言うけど、他方では、福島
県漁連との文書による約束を破ってトリチウ
ム汚染水(ALPS処理水)海洋放出のための
トンネル掘削工事を始めるのよね。どういつ
もりなの？私にはぜんぜん理解できないよ。

パパ 理解できないことは他にもある。
東電による損害賠償額は2016年末の見
積額7.9兆円に迫っている。当然、国の
責任で賠償基準を見直し、見積額を引
上げ、必要な賠償を東電に行わせる必
要がある。その原資は原子力事業者が
負担すべきで、国民や電力消費者、とり
わけ、原発とは無縁の新電力契約者に
転化するのとは大間違い。なのに、2020
年10月以降は、託送料金(送配電網使
用料金)に一般負担金「過去分」2.44兆
円が全ての電力消費者に転化され、強
制的に徴収されているんだ。毎年610億
円で、2060年まで40年間も続く。



リサ 「過去分」なんて、私には全く関係ない
けど、払わされるのね、知らないうちに。腹が
立つよね。しかも、電力会社の一般負担金
総額が2021年度に293億円減額されてい
たって報道されてるけど、どういうこと？

パパ 本当にびっくり！原子力資料情報室の
松久保肇さんの努力のお陰だよ。「大手電
力の経営が苦しくなってきた」ので、電力の
一般負担金が1630億円から1337億円へ293
億円も減額されたという。よく調べてみると、
東京電力の特別負担金も100億円減額され
てたから、減額は計393億円になる。急成長
した新電力は今、大手電力のいじめにあっ
て経営破綻に瀕しているのに、東電を含む
大手電力にだけひそかに利益供与していた
なんて、ひどすぎる。

それだけじゃない。40年の運転期限前に
廃炉になった原発15基の原発残り資産など
「特別損失」で処理すべきものが、「廃炉円
滑化負担金」として、2020年10月から託送料
金で回収されている。その総額は4,740億
円、2020年10月からの3年分では1,524億
円と膨大で、一般負担金「過去分」の3年分
1,830億円にも相当する。こんな電力会社へ
の利益供与は撤廃すべきだ。送配電網を独
占する電力会社から管理運営権を公平な全
国統一機関に移譲させ、託送料金を本来の
送配電網の維持管理に絞り、再エネの優先
接続・優先給電を実現することが急務だ。

約束違反・法令違反の正当性なきトリチウム汚染水海洋放出を たった7分の議論で認可した原子力規制委員会は許せない！

「正当化できるか」ではなく、「どうやるか」だ！

原子力規制委員会は2022年7月22日、トリチウム汚染水(ALPS処理水)の海洋処分に關する実施計画を認可しました。これに先立ち、意見募集で寄せられた1,233件の意見(提出意見数670件、関連意見数323件)への回答＝「考え方」が70分間説明され、議論されました。発言したのは伴委員と更田委員長だけで、わずか7分の「議論」で認可されたのです。

伴委員は「現存被ばく状況の下で、既にそこに存在している被曝や汚染に対して手を打つべきか打たざるべきかが正当化の判断である。日々発生する汚染水をそのまま流すのではなく、浄化処理を行うこと自身は既に正当化されている。それでも取り除けないものをどうするかは、正当化ではなく、汚染水の処理処分プロセスに対する最適化の判断の一部と考えるべき。」と発言し、ALPS処理水の海洋放出は正当化できるかどうかではなく、どのように行うかという最適化の問題だと決めつけたのです。

更田委員長は、「日々の建屋流入量を減らし、最長2ヶ月かかる検査・確認期間を短縮することが、海洋処分を適切に進めていく上で重要だ。」と海洋放出促進策を述べ、他に発言がないため、傍聴者から罵声を浴びる中、原案通り了承したのです。

このような暴挙は断じて許せません。「規制する側」が「規制される側」以上により強く海洋放出を主張するという現状は極めて異常です。「規制の虜」どころではなく「規制の推進側への転身」だと言えます。

以下では、前号(若狭ネット第188号)で紹介した若狭ネット資料室長の提出意見7件に対する回答＝「考え方」を取り上げ、その問題点を暴き出します。

<意見(その1)> 政府と東京電力は「関係者の理解なしにはいかなる処分も行いません」との文書確約を厳守し、トリチウム汚染水(ALPS処理水)の海洋放出方針を撤回すべきです

<御意見の概要(原子力規制庁がまとめたもの)>
【情報発信、理解促進】原子力規制委員会としても、「関係者の理解」および「関係省庁の了解」なしには、

今回の「変更認可申請(ALPS処理水の海洋放出関連設備の設置等)」を認可できないはずです。審査書(案)にもこのことを明記し、「関係者の理解」が得られるまで「案」のまま留め置き、関連する設計工事認可の手続きを全面凍結すべきです。

<考え方(原子力規制庁が作成したもの)>

ALPS処理水の海洋放出関連設備の設置等に係る実施計画の変更認可申請を審査した結果、措置を講ずべき事項を満たしており、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分なものであると認められることから、令和4年度第10回原子力規制委員会において本審査書案を取りまとめました。審査の結果については、分かりやすく丁寧な説明や情報発信に努めていきます。なお、東京電力はすでに認可された変更認可申請の中で、ALPS処理水を含む放射性液体廃棄物の海洋への放出については関係省庁の了解なくしては行わないことを記載しています。また、ALPS処理水の海洋放出は、令和3年4月13日の第5回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議で決定された政府方針を踏まえ実施されるものであり、御指摘の「海洋への放出は、関係省庁の了解なくしては行わないものとする。」に沿ったものと考えています。

<若狭ネットによる「考え方」批判>

ALPS処理水海洋放出の政府方針が関係閣僚等会議で決定されたことが、『「海洋への放出は、関係省庁の了解なくしては行わないものとする。」に沿ったものだと考えている』』とはいうものの、『関係省庁の了解が得られた』とは言っていません。提出意見にあった「少なくとも経産省に関しては、『関係者の理解なしにはいかなる処分も行いません』というのが再三確認された経産省の方針であることから、経産省には『関係者の理解を得た』と判断する基準を明確にするよう求め、その基準が満たされることを前提とすることを審査書(案)に明記すべきです。」への回答を巧みな官僚答弁で回避していると言えます。

＜意見(その2)＞ トリチウム汚染水(ALPS処理水)の海洋放出は、「トリチウム濃度が1,500Bq/Lを超える場合には、排出しない、希釈しない、タンクへ移送する」との「サブドレン及び地下水ドレンの運用方針」にも違反し、福島県漁連が苦渋の判断で同意した「運用方針」を黙って改ざんするものであり、海洋放出方針を撤回すべきです

＜御意見の概要(原子力規制庁がまとめたもの)＞
【ALPS処理水の海水による希釈】ALPS処理水の海水での希釈・海洋放出の政府方針決定は、「ALPS処理水は海洋放出しない」との政府と東京電力による文書確約に違反し、その確約に基づいて合意された「サブドレン及び地下水ドレンの運用方針」の「トリチウム濃度が1,500Bq/Lを超える場合には、排出しない、希釈しない、タンクへ移送する」との内容にも違反します。変更認可申請における「放射性固体廃棄物の処理・保管・管理」の項目に該当するこの内容が審査書(案)で全く触れられていないのは重大な瑕疵になります。というのは、「タンク等へ移送」が「タンク等へ移送後、ALPSで処理し海水で希釈し海洋放出する」という全く違う中身に書き換えられるからです。この重大な書き換えをこっそり行うこと、それを知らながら黙認することは許されません。この重大な変更を審査書(案)に書き込み、「その内容で関係者の理解が得られることを認可の条件とする」と明記すべきです。

＜考え方(原子力規制庁が作成したもの)＞

規制委員会は、「サブドレン及び地下水ドレンの運用方針」についてその策定の経緯を承知していませんが、ALPS処理水は、地下水バイパス水及びサブドレン他浄化設備の処理済水とは異なるものであることから、御指摘のような「書き換え」があったものとは考えていません。なお、既に認可した実施計画では、「地下水バイパス水及びサブドレン他浄化設備の処理済水は、排水前に主要核種を分析し、基準を満たしていることを確認した上で排水する。」「基準を満たしていない場合は、排水せず、原因を調査し、対策を実施した上で排水する。」とされています。また、ALPS処理水は、本変更認可申請において、トリチウムの濃度が運用の上限値である1,500Bq/L未満かつ海水による希釈倍率が100倍以上となるように希釈処理して放水することとされています。以上のことから、原案のとおりとします。

＜若狭ネットによる「考え方」批判＞

下線の引用部は不正確で、事実をねじ曲げてい

ます。引用された箇所は、実施計画の「(5)排水管理の方法 排水前に主要核種を分析し、基準を満たしていることを確認した上で排水する。…基準を満たしていない場合は、排水せず、原因を調査し、対策を実施した上で排水する。」(Ⅲ特定原子力施設の保安－2.1放射性廃棄物等の管理(最新認可日2022/4/22) p.Ⅲ-3-2-1-2-5)ですが、この部分は、トリチウム以外のセシウムやストロンチウム(全β)が運用目標を超えた場合の手順であって、トリチウムが運用基準を超えた場合は「タンク等へ移送」することになっているのです。そのより詳細な手順は、添付資料-1「サブドレン他水処理施設の排水管理に関する運用について」(p.Ⅲ-3-2-1-2-添1-1)のフローチャート(次ページ)には次のように明記されています。

集水タンクへの汲み上げ→Cs-134, Cs-137, H-3を測定^{※1}→「H-3が1500Bq/Lを下回る」かの判定で、NOの場合は「タンク等へ移送、及び原因調査」、YESの場合は「浄化処理の実施」となり、次の手順へ進みます。浄化処理の実施→サンプルタンクへ移送→Cs-134, Cs-137, 全β, H-3を測定→「運用目標^{※2}を下回る」かの判定で、NOの場合は「原因調査、及び再浄化又はタンク等へ移送」、YESの場合は「排水の実施」となります。

※1: 検出できるレベルで測定を実施。

Cs-134, Cs-137については、浄化機能把握、水質の傾向把握のために測定実施。

※2: 運用目標 Cs-134: 1Bq/L, Cs-137: 1Bq/L,

Sr-90[※]: 3(1)Bq/L, H-3: 1500Bq/L。上記が確認できる測定条件においてγ線スペクトルを確認し、その他γ線放出核種が検出されないこと。

(※: 全βもしくはSr-90分析値の1.1倍とし、10日に1回程度の頻度で1Bq/L未満を確認。)

つまり、トリチウムH-3が1500Bq/Lを超える場合には「再浄化」の選択肢がなく、自動的に「タンク等へ移送」となり、Cs-134, Cs-137, 全βが運用目標を超える場合には「再浄化」の選択肢があることがわかります。これは、H-3は浄化処理で取り除けないのに対し、他のCs-134, Cs-137, 全β(Sr-90等)は除去して濃度を下げられるからです。「対策を実施した上で排水する」ことができるのは、H-3が1,500Bq/L未満で、Cs-134, Cs-137, 全β(Sr-90等)が運用で排水する」ことができるのは、H-3が1,500Bq/L未満で、

Cs-134, Cs-137, 全β (Sr-90等)が運用目標を超えた場合であり、H-3が1,500Bq/Lを超えた場合は、「タンク等への移送」しか選択肢はないのです。原子力規制委員会は、この事実を十分知りながら、「基準を満たしていない場合は、排水せず、原因を調査し、対策を実施した上で排水する。」とされているとうそぶいたのです。

提出意見では、「来春からのALPS処理水の海洋放出は、今発生している汚染水をALPS処理して優先的に排出するものです。今後サブドレン及び地下水ドレンで(1500Bq/Lを超えた場合に)タンクへ移送されれば、それもALPS処理後、優先的に海洋に排出されることになります。そうなれば、『タンク等へ移送する』との運用方針が「タンク等へ移送後、ALPSで処理し海水で希釈し海洋放出する」という全く違う中身に書き換えられることになります。このような変更認可申請の根本的な書き換えについて、審査書(案)で全く触れていないのは重大な瑕疵」だと指摘していました。度を超えた事実歪曲も、運用方針の自分勝手な改ざんも断じて許せません。

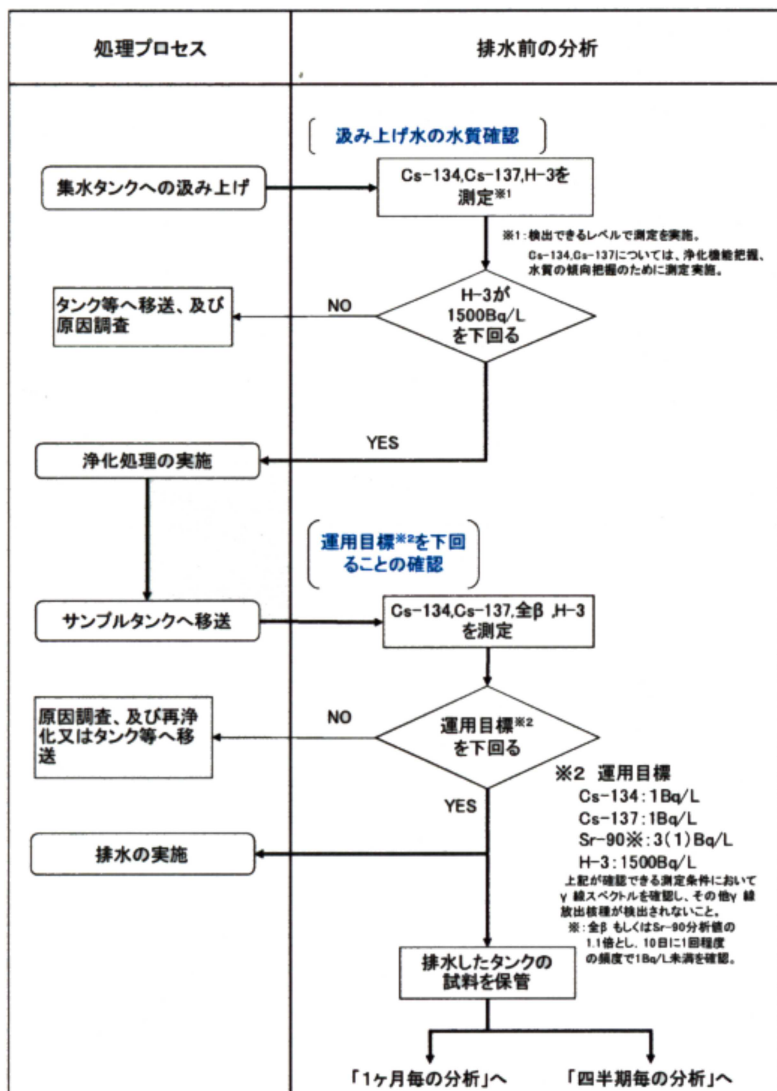
<意見(その3)> トリチウム汚染水(ALPS処理水)海洋放出の3つの理由、(1)タンクは来春満水になる、(2)廃炉作業のために敷地を空ける必要がある、(3)汚染水は今後も発生し続ける、はすべて大ウソです。海洋放出をしなくてもリスク低減は十分可能であり、海洋放出方針を撤回すべきです。

＜御意見の概要(原子力規制庁がまとめたもの)＞
「リスク低減及び最適化を図る」とされていますが、ALPS処理水を来春から海洋放出する理由として挙げられた「3つの理由」、(1)タンクは来春満水になる、(2)廃炉作業のために敷地を空ける必要がある、(3)汚染水は今後も発生し続ける、のいずれも大ウソだったことが市民との意見交換で明らかになっています。ALPS処理水を海洋放出しなくてもリスク低減は十分可能であるという事実を直視し、審査書案を根本的に見直すべき。

<考え方(原子力規制庁が作成したもの)>

規制委員会は、長期にわたる廃炉工程は廃炉の

サブドレン他水処理施設の排水管理に関する運用について



水の海洋放出は、福島第一原子力発電所全体の将来的なリスク低減及び最適化に資するものと考えています。この認識の下、審査書案の「1-1全体工程及びリスク評価」において、ALPS処理水の海洋放出により貯蔵タンクの解体・撤去が可能となり新たに燃料デブリ保管施設、使用済燃料保管施設、固体廃棄物貯蔵庫等を設置するためのエリアを確保できること、それにより現時点で見通される廃炉の全体工程とリスクマップに沿って施設全体のリスク低減及び工程の最適化が図られることを確認しています。また、燃料デブリ取り出しの安全性については、東京電力における検討の進捗に伴い、特定原子力施設監視・評価検討会や実施計画の審査において確認します。

＜若狭ネットによる「考え方」批判＞

ALPS処理水海洋放出に係る今回の審査の中で、原子力規制委員会は、ALPS処理水の海洋放出によって空けられる敷地の利用計画が抽象的なレベルに留まっていて、このままでは海洋放出に国民的合意は得られないと危惧し、東京電力に具体的な敷地利用計画の提示を再三求めていました。その東京電力が、最終盤の第13回会合(2022.3.18)になってようやく示したのが、「2030年度頃までに共用プールを空けるための乾式キャスク仮保管施設、将来的に燃料デブリ一時保管施設等」でした。提出意見では、「全体方針①-2. タンクの解体撤去による設備設置の成立性」という仰々しい表題で示された、この敷地利用計画には緊急性も、現実的必要性もないと指摘したのですが、具体的には全く反論できず、東電の敷地利用計画を弁護することもせず、極めて抽象的な使い古した表現を繰り返したのです。すなわち、トリチウム汚染水の海洋放出に正当性はないということを正式に認めたに等しいのです。正当性なき海洋放出など絶対に認められません。

＜意見(その4)＞ 「措置を講ずべき事項」を遵守していても、それは原子力規制委の定めた管理基準に過ぎず、「直接線・液体・気体等を含めて敷地境界で1mSv/年を超えない」と定めた法令(線量告示)に違反することは許されません。

＜御意見の概要(原子力規制庁がまとめたもの)＞

【実効線量1mSv/年未満】福島第一原発の敷地境界モニタリングポスト実測値では、今なお敷地境界線量が1mSv/年をかなり超える違法状態にあります。一般公衆の被ばく線量限度1mSv/年を担保するための線量告示に従えば、液体・気体のさらなる放射性物質の放出は線量告示違反であり、ALPS処理水の海洋放出など認められません。地下水バイパスやサブドレン及び地下水ドレンの海洋放出では「汚染水の大量発生を阻止するため」など緊急避難的な理由がありましたが、ALPS処理水の海洋放出には、このような緊急避難的な理由など全く存在しません。違法なALPS処理水の海洋放出を認可する審査書(案)は根本的に見直すべきです。

＜考え方(原子力規制庁が作成したもの)＞

福島第一原子力発電所は、事故時の放出により沈着した放射性物質が広域に広がっており、施設の状態に応じた適切な方法により管理を行うことが必要であるため、炉規法第64条の2第1項に基づき特定原子力施設に指定し、「現存被ばく状況」を前提とした規制を行っています。この前提の下、措置を講ずべき事項において、追加的な放出等による敷地境界での実効線量を「1mSv/年未満」とすることを求めています。「1mSv/年未満」とは、廃炉作業に伴う追加的な放出等を規制の対象とするものであり、事故由来の放射性物質からの寄与は含んでいません。1F規則第16条(工場または事業所において行われる廃棄)及び1F告示は「線量告示」と同様に、廃棄する排水又は気体中の放射性物質の濃度等を制限することを目的としているため、その際に既に環境中に存在する放射線物質からの放射線を含めるものではありません。以上のことから、原案のとおりとします。

なお、ALPS処理水の海洋放出による実効線量の評価は、審査書案において以下のとおりとしており、法令違反との御指摘には当たりません。「東京電力は、排水する対象として、地下水バイパス水及びサブドレン他浄化設備による処理済水に加え、新たにALPS処理水を位置付けるとともに、その放出に当たっては、海水による希釈(100倍以上)を行い、放出水中のトリチウム濃度を1,500Bq/L未満となるよう管理するとしている。また、東京電力は、その際の実効線量評価においてトリチウムの寄与分につ

いては運用の上限値である1,500Bq/Lを告示で定めるトリチウムの濃度限度で除し、それ以外の全ての核種の寄与分については告示濃度限度比総和1としたものを海水による最小の希釈倍率(100倍)で除した上で、それぞれの和による実効線量が0.035mSv/年と評価している。放射性液体廃棄物等による実効線量は、排水する系統のうち最大となるものにより評価することから、引き続き最大となる地下水バイパス水による0.22mSv/年であるとしている。規制委員会は、ALPS処理水を海水で希釈して海洋放出する場合の敷地境界における実効線量については、実施計画Ⅲ章「2.2.3放射性液体廃棄物等による線量評価」に示されている地下水バイパス水の排水による評価を下回ること、また、排水する系統も異なることから、放射性液体廃棄物等による実効線量0.22mSv/年に変更はなく、引き続き敷地境界における実効線量の合計値が1mSv/年未満となることを確認した。」実効線量の評価の詳細については、令和4年5月18日第10回原子力規制委員会資料1^(※)参考1の19～22ページに記載しています。

^(※) <https://www.nsr.go.jp/data/000390170.pdf>

＜若狭ネットによる「考え方」批判＞

「現存被ばく状況」を前提とした規制を行っているというのですが、まず、国際放射線防護委員会ICRPの1990年勧告(Pub.60)には記載されているものの、国内の法令には導入されておらず、現存被ばく状況を前提とした規制が現行法令に違反する場合は違法です。また、「現存被ばく状況」による放射線被ばく防護は「労働者被曝」と「公衆被曝」に分けて考えるのが基本であるところ、「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」(平成24年11月7日原子力規制委員会決定)で現存被ばく状況に触れている条項は「12. 作業員の被ばく線量の管理等」の「○現存被ばく状況での放射線業務従事者の作業性等を考慮して、遮へい、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気、除染等、所要の放射線防護上の措置及び作業時における放射線被ばく管理措置を講じることにより、放

射線業務従事者が立ち入る場所の線量及び作業に伴う被ばく線量を、達成できる限り低減すること。」だけです。これは労働者被曝に関するものであり、この場合は「既に環境中に存在する放射線物質からの放射線」を除外することは許されません。

公衆被曝において、ICRP1990年勧告は「住居内及び屋外のラドン、既に環境中に存在する自然または人工の放射性物質は、介入によってのみ影響を与えることのできる状況の例である。それゆえ、これらの線源からの線量は、公衆被ばくに関する線量限度の範囲の外である。」としていますが、国内法では、原子力規制庁が自ら認めているとおり、「実効線量の算定から除外できるものは診療及び自然放射線による被ばくのみとなっている。」(「東京電力福島第一原子力発電所において放射性同位元素を取り扱うに当たっての事業所境界の実効線量の算定に関する原子力規制委員会告示の一部改正案及び意見募集の実施について」令和2年11月11日原子力規制庁)のであり、福島第一原発敷地内の「既に環境中に存在する放射線物質からの放射線」を除外するのは国内法令違反なのです。にもかかわらず、「1F規則第16条(工場または事業所において行われる廃棄)及び1F告示は「線量告示」と同様に、廃棄する排水又は気体中の放射性物質の濃度等を制限することを目的としているため、その際に既に環境中に存在する放射線物質からの放射線を含めるものではありません。」と断じたこと自体が国内法令違反になります。このことは、原子力規制庁自身が「東京電力福島第一原子力発電所敷地内においては、自然放射線以外の同発電所事故により放出された放射性物質から発生する放射線により、事業所境界の実効線量が数量告示で定める線量限度を超えている状況にある。」(同上)と認め、敷地境界の実効線量には「既に環境中に存在する放射線物質からの放射線」を含めていることから明らかです。原子力規制委員会が意見募集への回答＝「考え方」をそのまま承認したのは極めて重大だと言わねばなりません。

公衆被曝線量限度1mSv/年を担保するための線量告示の敷地境界の実効線量から「既に環境中に存在する放射線物質からの放射線」を除外できない

ことは、「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(数量告示)第24条の改正方針についての検討結果」(令和2年11月11日原子力規制庁)で十二分に検討し、現行法令では「職業被ばく」と「公衆被ばく」を分類し区別しておらず、「この分類を行うに当たっては、各規定の制定過程における議論の経緯や背景などを確認した上で、現時点における考え方を各規定ごとに整理する必要があるとともに、原子炉等規制法を含む他法令にも同趣旨の規定があることから、放射線審議会に諮問し、関係する技術的基準の斉一性の観点からの審議を経る必要があると考えられる。こういった作業については、相当の時間を要すると考えられる。」と結論づけ、「以上を踏まえ、今回の数量告示の改正については、…特例的に規定することとし、放射線審議会への諮問もその範囲で行うこととしたい。」としていたのです。結局、この特例導入は、放射線審議会の意見を受けて撤回されましたが、現行法令では、現存被ばく状況を理由に公衆の被ばく線量から「既に環境中に存在する放射線物質からの放射線」を除外できないことは明白です。それを意見募集への回答の「考え方」の中でいとも簡単に翻すなど断じて許されません。

<意見(その5)> 重大事故を起こし特定原子力施設に指定されていても、「直接線・液体・気体等を含めて敷地境界で1mSv/年を超えない」と定めた法令(線量告示)遵守義務はあり、違法状態にある現状では、緊急避難的な理由がない限り、トリチウム汚染水(ALPS処理水)は海洋放出できません。

＜御意見の概要(原子力規制庁がまとめたもの)＞
審査の内容を「措置を講ずべき事項を満たすものであることを確認」することに限定したのは、「線量告示」に違反している事実を隠蔽するためと言わざるを得ません。特定原子力施設に指定されても遵守すべき法令、とりわけ「線量告示」を満たすものであるかどうかを確認すべきです。そして、現状が線量告示を遵守できない違法状態にあることをまずもって確認すべきであり、そうすれば、緊急避難的な理由がない限り、ALPS処理水の海洋放出を認めることなどできないはずです。

<考え方(原子力規制庁が作成したもの)>

「線量告示」と同様に、1F規則第16条(工場または事業所において行われる廃棄)及び1F告示は、廃棄する排水中又は気体中の放射性物質の濃度

等を制限することを目的としているため、その際に既に環境中に存在する放射線物質からの放射線を含めるものではありません。したがって、「現状が線量告示を遵守できない違法状態にある」との御指摘には当たりません。

<若狭ネットによる「考え方」批判>

＜意見(その4)＞への回答に対する批判と同じ。

<意見(その6)> ロンドン条約/議定書締約国には、その裁量で、ALPS処理水の放出立坑及び海底トンネル(パイプライン)を介した故意の海洋放出をロンドン条約/議定書で禁止された「その他の人工海洋構造物からの故意の海洋処分」に該当すると判断して禁止する権限があります。締約国国民として政府に海洋放出禁止の判断を求めます。

＜御意見の概要(原子力規制庁がまとめたもの)＞
【国連海洋法条約及びロンドン条約】ALPS処理水の放出立坑及び海底トンネル(パイプライン)を介した故意の海洋放出は、ロンドン条約/議定書で禁止された「その他の人工海洋構造物からの故意の海洋処分」に該当する可能性があるため、脱原発福島県民会議など8団体がその観点からも禁止するよう外務大臣に求めたところ、外務省担当者は「ALPS処理水海洋放出は投棄に該当しないと外務省決定した」と主張しながら、外務大臣を含めた会議や議事録の残る形の決定ではなかったことが4月19日の意見交換の場で明らかにされています。東京電力による実施計画変更認可申請においても「海洋への放出は、関係省庁の了解なくしては行わないものとする。」と明記されており、原子力規制委員会としても、外務省から事情聴取した上で、ロンドン条約/議定書に関して「各種法令等を厳格に遵守する」との政府基本方針を満たしているかどうかを確認し、「外務省の了解」がいつ、どのような形で行われたのかを確認し、審査書(案)に明記すべきです。

<考え方(原子力規制庁が作成したもの)>

ALPS処理水の海洋放出は、令和3年4月13日の第5回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議で決定された政府方針を踏まえ実施されるものであり、当該会議には外務大臣等関係閣僚が参加していることから、御指摘の「海洋への放出は、関係省庁の了解なくしては行わないものとする。」に沿ったものと考えています。また、審査書案の「第2章政府方針に照らした確認」は、ALPS処理水の海洋放出関連設備の設置等に係る実施計画変更認可申請が、政府方針のうち海洋放出設備の設計及

び運用、並びに海洋放出による放射線影響に関連する内容に則ったものであるかを確認したものであり、御指摘のロンドン条約／議定書に関する事項を確認対象とするものではありません。以上のことから、原案のとおりとします。

＜若狭ネットによる「考え方」批判＞

トリチウム汚染水の海洋放出は、「その他の人工海洋構築物」に相当する「放水立坑と放水トンネル」を介した「故意の海洋処分」であり、ロンドン条約／議定書が禁止する「投棄」に当たり、中止すべきです。この国民からの要請に法的根拠を持って丁寧に回答し、それを議論した会議録や検討資料を示すべきところ、外務省担当者は「4月13日の関係閣僚等会議に外務大臣が出席し、そこで決定されたのだから、外務省決定はその場で行われた」と開き直ったのです。原子力規制委員会は、ロンドン条約／議定書に違反しないかどうか、外務省担当者呼んで公開の審査の場で検討すべきところ、それを行わず、外務省見解をそのまま飲み込んだのです。これが、国民の立場にたった審査と言えるでしょうか。

＜意見(その7)＞ 原子力規制委員会は、独立した三条委員会(国家行政組織法3条2項に基づいて設置された委員会)として、原子力推進行政の立場ではなく、原子力被災者の立場に立って、公平で厳格な審査を行うべきです。

＜御意見の概要(原子力規制庁がまとめたもの)＞
【トリチウム年間放出量】原子力規制委員会は、原子力推進行政とは切り離された、独立した三条委員会(国家行政組織法3条2項に基づいて設置された委員会)として設立された経緯があります。ところが審査では、ALPS処理水の年間放出量を22兆Bqの管理値以上に放出できる余地を残すように圧力を掛けており、規制側が推進側に推進圧力を掛けるというあってはならない事態が起きていました。幸い、東京電力が自重したため、変更認可申請補正書や審査書(案)では22兆Bq/年を上限とすることに留まりましたが、原子力規制委員会の姿勢に根本的な疑念を持たせるものでした。猛省を促したい。

＜考え方(原子力規制庁が作成したもの)＞

令和3年4月13日に開催された廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において決定された政府方針において、「また、放出するトリチウムの年間の

総量は、事故前の福島第一原発の放出管理値(年間22兆ベクレル)を下回る水準になるよう放出を実施し、定期的に見直すこととする。」とされています。東京電力は、「年間のトリチウム放出量については、国の基本方針を踏まえ、汚染水の発生状況や新たに生じるALPS処理水のトリチウム濃度などを精査し、利害関係者を含めた最適化の観点等に十分留意しつつ、規制委員会が示した線量拘束値に相当する値を満たす範囲で、定期的に見直す」としています。規制委員会としては、福島第一原子力発電所全体のリスクを下げつつ、廃炉作業を着実に前に進めることが重要であるとの認識の下、トリチウムの年間放出量について、社会的な要因も考慮した上で防護の最適化が行われ、規制委員会が示した線量拘束値に相当する値の範囲内で見直されることは、廃炉作業の進捗に資するものであるとの立場をとっています。

＜若狭ネットによる「考え方」批判＞

原子力規制委員会は、政府方針でも、東電の実施計画でも、「年間22兆ベクレル」の放出管理値を上限にしているにもかかわらず、それを超えて放出できるように実施計画申請書を書き換えさせようとして実現できませんでした。参考資料『東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に係る基本方針』を踏まえた対応について」の添付資料－2「多核種除去設備等処理水(ALPS 処理水)の海洋放出に係る放射線影響評価報告書(設計段階・改訂版)」(2022年4月東京電力ホールディングス株式会社)の中に「なお、年間のトリチウム放出量については、国の基本方針を踏まえ、汚染水の発生状況や新たに生じるALPS処理水のトリチウム濃度などを精査し、利害関係者を含めた最適化の観点等に十分留意しつつ、線量拘束値を満たす範囲で、定期的に見直すこととしている。」(参-添2-111)と追記されたことで矛を収めたのです。「年間22兆ベクレルの見直し」を原子力規制委員会が東京電力に迫った事実への弁明はなく、国民騙しの自分勝手な審査書を作成し、たった7分の議論で認可したのです。海洋放出は断じて許せません。

福島事故の国家賠償責任を否定した最高裁決定は 「仮定の上に仮定」を重ねた砂上の楼閣

東京電力の損害賠償責任は、最高裁で確定

福島原発事故に関する東京電力の損害賠償責任については、7高裁のすべてで原告が勝利し、敗訴した東京電力が上告していましたが、2022年3月に相次いで上告を退ける最高裁決定がなされ(詳しい決定理由は示されず)、7件の控訴審判決が確定されました。3月2日に3件(生業、群馬、千葉訴訟の原告3,683人、賠償額約14億円:第2小法廷・菅野博之裁判長)、3月7日に3件(いわき、東京、福島[福島市など自主避難等対象区域住民]訴訟の原告約570人、賠償額約11億円:第3小法廷・林道晴裁判長)、3月30日に1件(愛媛訴訟の原告22人、賠償額4,620億円:第2小法廷・菅野博之裁判長)の計7件で確定された控訴審判決は、いずれも、避難が続く精神的苦痛に加えて、「ふるさと喪失慰謝料」など生活基盤やコミュニティを失った損害を認め、国の賠償基準を超える支払いを東電に求める画期的なものでした。

最高裁決定を受けて、原子力損害賠償紛争審査会は、各控訴審判決の内容の調査・分析を行う方針を打ち出しています。国の賠償基準である中間指針等を速やかに抜本的に改定し、原子力被災者を広く救済すべきです。また、東京電力は、謝罪文を形式的に出すだけでなく、原子力損害賠償紛争解決センターのADR和解案を拒否してきた傲慢な対応を心から深く反省し、集団ADRを含めてすべての損害賠償請求に真摯に応じるべきです。

国の責任は、最高裁で認められず

他方、国の国家賠償責任については、上記下線部の4訴訟で争われ、控訴審判決では、生業、千葉、愛媛訴訟で国の責任が認められ、群馬訴訟では認められませんでした。つまり、控訴審判決では4件中3件で国の責任が認められ、多数派だったのです。ところが、最高裁(第2小法廷・菅野博之裁判長)の6月17日決定では、逆転し、国の責任を否定する決

定が行われたのです。裁判官4名中3名の多数意見による決定文は「仮定の上に仮定」を重ねた劣悪なもので、「1名の三浦守裁判官による反対意見こそが本来の決定であるべきものだった」と言えます。

その1ヶ月後の7月13日に東京地裁で出された東京電力株主代表訴訟判決は、この最高裁決定を根底から批判する、極めて具体的で、首尾一貫した豊かな内容でした。東京地裁では「東京電力元幹部らの不作為による善管注意義務」が問われ、最高裁では「国の不作為による国家賠償責任」が問われるなど、両者の性格は異なりますが、扱われている対象は同じものです。それは、(1)地震調査研究推進本部による地震・津波の長期評価は信頼できるか、(2)どのような防潮堤建設が必要だったか、(3)水密工事などの津波対策をどうすべきか、の3点に集約できます。以下では、これらを具体的に見てみましょう。

東京地裁＝防潮堤先送りでも、水密化で防げた

東京地裁判決では、(1)長期評価は一定のオーソライズがされた、相応の科学的信頼性を有する、(2)東電子会社による15.7mの津波シミュレーションから防潮堤建設を速やかに実施すべきだったが、工事着手前に土木学会に検討依頼(数年先送り)するのであれば、その間は、「万が一に備えて」ではなく、浸水を前提とした水密化など他の津波対策が優先度の高い、緊急の重要案件であり、経営の根幹に関わるべき問題」となる、(3)建屋の水密化では、シミュレーションによる浸水深のみを前提とした最低限の設計とせず、相応の余裕を持った想定条件での設計とするのが自然であり、最大浸水深を基準に安全性を考えるのが工学的にも相当であり、少なくともシミュレーションによる5m程度の最大浸水深を10m盤の各地点で一律に想定した条件での設計で水密化を実施した可能性が十分に考えられ、一部浸水にも電力融通等の対応も同時になされたであろうから、重大事故を避けられた可能性が十分にあった、

としています。それは、理学的・工学的に見ても当然の判断であり、「責任回避の理由を探したい東電や国」以外は誰もが納得できる論理だと言えます。

最高裁＝南東側中心の防潮堤を仮定すれば浸水

これに対し、最高裁決定では、(1)長期評価の信頼性には全く触れないまま、それに基づく東電子会社の津波シミュレーションについては、「安全性に十分配慮して余裕を持たせ、当時考えられる最悪の事態に対応したものとして、合理性を有する試算であった」と絶対視し(これにより、事実上、長期評価の信頼性を認めたものとも言える)、(2)これによる10m盤の南東側敷地は15.7mの津波で浸水するが、東側正面の敷地は浸水しないから、南東側に主眼を置いた防潮堤となる可能性が高く、一定の裕度を有するように設計されたとしても津波による浸水を防げなかった可能性が高い、(3)敷地浸水を前提とした防護措置採用の実績はうかがわれず、防潮堤と併せて他の措置を講ずることを検討した蓋然性もない、つまり、今回の事故は防げなかった、というのです。津波シミュレーション通りの津波がくると仮定し、防潮堤はその津波高さのみを前提とした最低限の設計になると仮定し、水密化も実施されないと仮定しています。このような「仮定の上に仮定を重ねた」論法は、理学的・工学的批判には到底耐えられず、いずれかの「仮定」が崩れれば、すべてが崩壊してしまう砂上の楼閣だとも言えます。多数意見の裁判官らは、自らの稚拙な論理構造を深く恥じるべきです。

最高裁反対意見＝防潮堤と水密化の多重防護

これに対する三浦守裁判官の反対意見は、理路整然としています。(1)長期評価は科学的・専門技術的知見を用いて適切な手法により行われ、基本的な信頼性が担保されたものである、(2)東電子会社の津波シミュレーションは「絶対的なものとみるべきではなく、これを基本として相応の数値の幅を持つものと考えるのが相当」であり、「東側からも津波が遡上する可能性を想定することは、むしろ当然というべき」、(3)「防潮堤等の設置で足りるということではできず、極めてまれな可能性であっても、浸水の危険に備え

た多重的な防護を検討すべき状況にあった」し、シミュレーションによる「最大浸水深等の諸条件を前提にした上で、安全上の余裕を考慮して、適切な設計を行うことは当然であるから、そのような水密化の措置がとられていれば、非常用電源設備を防護する効果を十分に上げることができた」、つまり、防潮堤と水密化等の多重防護策をとっておれば事故は防げたとしています。その上で、多数意見のように「規模の違いそのものを強調することに意味はない」と断じているのです。「多重防護の観点から防潮堤も水密化も必要だ」とする三浦裁判官の反対意見は、「防潮堤でドライサイトになれば水密化は不要だが、それが先送りされる場合は水密化が緊急に不可欠だ」とする東京地裁判決とは微妙に異なりますが、いずれも、理学的・工学的な余裕を考慮した津波想定と防潮堤・水密化の設計を前提としており、互いに補完し合う関係にあると言えます。

仮定に仮定を重ねた最高裁決定は脆弱である

最高裁の多数意見は、津波シミュレーションを絶対視し、防潮堤はそれに即した設計になると仮定し、水密化も行われないと仮定するなど、仮定の上に仮定を重ねて、恣意的な結論を導いています。このような、現実に基づかない「仮定」の議論は、反対意見が示しているように、「仮定」が成り立たないという現実を突きつけられれば、破綻します。最高裁決定は法理論的な展開で根拠付けられたものではなく、関係者なら誰でも知っている現実を無視し、工学的設計における安全係数や余裕の考え方を無視した「仮定」に基づく判断にすぎません。歴史的評価・批判には到底、耐え得ないでしょう。最高裁決定の1ヶ月後に出された東京地裁判決がその最初の一つとなっています。このような判決が積み上げられ、やがて最高裁でも争われるようになれば、同様の「仮定」に基づく判断を維持し続けることは不可能でしょう。

無視された水密化等津波対策の現実

建屋等の水密化については、東京地裁判決で詳しく紹介されていますので、「仮定」を崩す具体的な事実として以下に引用(pp.380-382)しておきます。

「ウ また、①日本原電は、2008年12月、東海第二原発において、長期評価の見解に基づく津波を想定した津波対策として、建屋内の防水扉対策、防潮シャッター対策及び防潮堰対策の各工事を開始し、2009年9月には各工事を完了させており、ドライサイトコンセプトに基づく措置以外の、敷地への浸水を前提とした津波対策を実施していたこと、②中部電力は、浜岡原発において、遅くとも2003年9月以降には、原子炉建屋等のある敷地への浸水を前提として、同建屋出入口に腰部防水構造の防護扉を設置していることを対外的に公表しており、また、2008年2月13日、保安院に対し、津波に対する安全余裕の向上策として、建屋やダクト等の開口部からの浸水への対応を進めていることや、海水ポンプ周りに防水壁設置案を検討することを報告しており、ドライサイトコンセプトのみにこだわることなく安全側に考えて津波対策を実施していたことが認められ、本件事故前においても、国内における異なる原子力事業者の設置する原子力発電所において、ドライサイトコンセプト以外の津波対策が実施されていたこと、これらが、少なくとも対外的には、万が一の対策(日本原電)ないし安全余裕の向上策(中部電力)という名目で行われたものであったことに照らせば、その当時の我が国の原子力事業者にとって、津波対策としてドライサイトコンセプト以外の措置を発想することは十分に可能であったものと認められるのである。

エ さらに、東京電力においても、例えば、4m盤についてドライサイトを維持できない事態が生じ得ることが認識されると、建屋の防水性の向上のため、津波に対する強度補強、貫通部、扉部のシール性向上等を検討している旨の記載のある資料が御前会議で配布されたり、津波評価の担当部署が、他の原子力事業者との会議において、原子炉施設等が浸水するような解析結果となれば、設備対策として施設の水密化等を、ソフト面においては諸手順書を作成する予定である旨を述べたり、社内の福島地点津波対策ワーキングにおいて、津波対策工(防波堤かさ上げ、防潮堤構築)実施により浸水を全て食い止める対策にはならず、津波対策(非常用ポンプ、建

屋等の浸水防止)について、土木・建築・機電の各グループが連携して検討していく必要があることが報告されたり、同じく、福島地点津波対策ワーキングにおいて、福島第二原発の津波対策に関して、原子炉建屋及びタービン建屋も、津波の遡上により浸水する可能性があることから、非常用ディーゼル発電機、非常用電源室及び非常用ポンプ等の対策の検討が必要である旨の説明がされたり、保安院に対して、押し波についてはポンプの浸水等が即時に機器の損傷へつながるから、対策(電動機の水密化、建屋追設)を実施する方向で検討を行う旨の報告をしたりしていたものであり、また、保安院においても、例えば、小野班長が東京電力に対して、津波によって施設内のポンプ等が浸水した場合にどのような事態になるのか、何か対策をしておくべきかに関する検討を考えている旨を述べたり、福島第一原発5号機の視察の際、サービス建屋(S/B)の自動ドアには遮水措置がなく、非常用D/Gの給気ルーバーが敷地の低い位置にあるため、敷地を超える高さの津波が来た場合には、そこから海水が入り込むことを確認し、海水面が電動機レベルまで達したらどうなるかを質問し、1分程度で電動機が機能を喪失する旨の回答があったりしていたものであって、東京電力において、ドライサイトコンセプト以外の措置を発想することが妨げられたとは考え難い。」(以上、引用終わり)

自然現象の不確かさの考慮は工学的設計の基本

残る「仮定」で重要なものは、津波想定や防潮堤設計時における不確かさの考慮に関するものです。最高裁決定では、津波シミュレーション通りの津波がくると仮定し、防潮堤はその津波高さのみを前提とした最低限の設計になると仮定しています。この点についても、この「仮定」を崩す東京地裁判決の論理を以下に引用(pp.391-392)しておきます。

「3(1) 他方で、東京電力の担当部署が、建屋及び重要機器室の水密化を実施するに際し、どのような浸水深を想定したものとした可能性があるのかについては、次のような指摘をすることができる。

・・・そうすると、東京電力の担当部署が、明治三陸試算結果を前提とした建屋等の水密化をするに

あたっても、明治三陸試計算結果から直接算出される浸水深のみを前提とした最低限の設計とせず、相応の余裕をもった想定条件での設計とすることが自然であり、そのようにしたことが十分に考えられる。

(2) 上記(1)で指摘した諸点に加え、建屋の水密化を検討する上で、工学的にも、最大の浸水深を示しているところを基準に安全性を考えるのが相当であることに照らすと、東京電力の担当部署としては、少なくとも明治三陸試計算結果の津波の最大浸水深である5m程度の浸水深を10m盤の各地点で一律に想定した条件での設計によつて、福島第一原発1号機～4号機の建屋及び重要機器室の水密化の各措置を実施した可能性が十分に考えられるというべきである。この場合、その当時には、津波波力については、浸水深の3倍の静水圧を見込んで波圧を評価しておけば動水圧にも十分耐性を持つとの考え方が一般的であったことからすると、本件でも、まずは当該計算方法により波力の計算がなされたものと考えられる。

さらに、5m程度の浸水深を前提とした建屋及び重要機器室の水密化の各措置の設計を担当する技術者としては、建物や扉の耐水圧について、想定した条件に対し、1.5倍ないし2倍程度の余裕をもった安全率をとったエンジニアリングジャッジをして設計するのが通常であることからすれば、5m程度の浸水深を前提とした建屋及び重要機器室の水密化の各措置を発注した場合であっても、発注者の方で敢えて安全率を限定して注文をしない限り、7m～10m程度の浸水深の津波には耐えられる強度の仕様とされる可能性が高いというべきである。」(引用終わり)

最高裁決定の反対意見もまた、不確かさについて、次のように述べています。

「確かに、地震や津波の発生については未解明の点がある上、過去の地震に関する資料が17世紀以降に限られる等の限界があり、本件長期評価にも不確かさが存在することは否定できない。しかし、このような自然現象の予測が困難であつて、不確実性を伴うことは、むしろ当然のことといつてよい。『津波により損傷を受けるおそれ』を要件とする本件技術基準も、これを前提として、深刻な災害の発生を確

実に防止するため、最新の科学的、専門技術的知見に基づき、極めてまれではあるが発生する可能性のある津波を対象とするものである。その趣旨に照らせば、その判断は、確立した見解に基づいて確実に予測される津波に限られるものではなく、最新の知見における様々な要因の不確かさを前提に、これを保守的に(安全側に)考慮して、深刻な災害の防止という観点から合理的に判断すべきものである。」
(判決文p.37:引用終わり)

認識論的不確かさと偶然的不確かさの考慮

地震や津波などの自然現象における不確かさには、「認識論的不確かさ」と「偶然的不確かさ」の二種類があり、両者が混在しています。前者は、データの蓄積や科学技術の進歩によって自然現象への認識が深まることで小さくできますが、後者は自然現象そのものに含まれる確率論的な不確かさであり、科学技術が進んでも小さくできません。

津波の長期評価においても、系統的な調査研究によつて、波源、地震規模、震源断層面の広がりなどの認識論的不確かさを小さくすることはできますが、津波高さ、津波伝播経路・速度、津波到達領域・浸水深などは偶然的要因にも左右され、この偶然的な不確かさをなくすことはできません。

原子力規制委員会による原発・核施設の新規制基準適合性審査では、自然現象の不確かさを考慮して基準地震動や基準津波を決め、これに基づく耐震設計や耐津波設計でも構造体に加わる静的・動的荷重の不確かさに加えて、腐食・疲労などによる材料強度の劣化などの不確かさが考慮されます。東京地裁判決における「浸水深の3倍の静水圧」とか「1.5倍ないし2倍程度の余裕をもった安全率」とかは後者の設計時の不確かさを考慮したものです。

前者の基準地震動や津波では、認識論的不確かさはある程度考慮されますが、偶然的不確かさが十分考慮されているとは言えません。というのも、基準地震動で言えば平均の2倍もの大きさになる不確実さが偶然変動として伴い、これを考慮すると基準地震動が大きくなりすぎるからです。最高裁決定を機に、この偶然的な不確かさにも注目したいものです。

損害賠償費の一般・特別負担金総額が393億円も減額―― 新電力破産の陰で電力会社への利益供与は許されない！

福島事故損害賠償額は7.2兆円を超えて増加中

福島事故被災者への損害賠償額は7.2兆円(2022年2月末現在賠償合意実績)、今後の要賠償額は7.6兆円(2022.4.27認可の第四次総合特別事業計画)と見積もられていて、2016年末の見積額7.9兆円(原子力災害対策本部「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」2016.12.20)に近づいています。これに、除染費4兆円、汚染土の中間貯蔵施設費1.6兆を合わせた13.5兆円が交付国債から東京電力に支給され、損害賠償費7.9兆円は東京電力の特別負担金と九電力会社等原子力事業者の一般負担金で回収され、除染費と中間貯蔵施設費5.6兆円は国保有東電株の売却益(33.3億株の売却益は1,982円/株で5.6兆円だが、現状は500円/株前後)で回収、不足分は事業終了後に東電へ求償することになっています(中間貯蔵施設費1.6兆円の交付国債分は、エネルギー対策特別会計から毎年約470億円ずつ立替補填されているが、事業終了後に東電へ全額求償することになっている)。

今年3月の最高裁決定で国の賠償基準を超える賠償額が確定されたことから、損害賠償額が増えることは必至であり、国の責任が最高裁で否定されたとはいえ、賠償基準を見直して福島事故被災者への損害賠償が滞らないよう、また、東京電力が集団ADR和解案を拒否し続けないよう、徹底指導していく責任が国にはあります。

一般負担金総額が293億円減額、 東電の特別負担金も100億円減額

そんな中、電力会社の一般負担金総額が2021年度に293億円減額されたと報道され、びっくりしました。これは原子力資料情報室の松久保肇さんのご尽力で明らかになったわけですが、よく調べてみると、東京電力の特別負担金も100億円減額されていました。合計で、393億円もの減額になります。

2020年末以降の電力会社による新電力いじめで

新電力が相次いで経営破綻を余儀なくされている中での393億円もの減額であり、余りに不公平です。認可した経産省は「電力自由化」を進めながら、新電力破産の陰で電力会社に利益供与し、電力会社の支配力強化に手を貸していたのです(表1、2参照)。

電力会社の市場支配力は依然強い

実は、2016年4月から小売を含めて電力が全面自由化され、販売電力量の新電力シェア(みなし小売事業者以外)は5.2%から22.6%(2021年8月末)へ着実に伸び、総括原価方式による規制料金の全販売額に占める割合は37.5%から17.7%(同上)へ下がりました。2020年4月の発送電分離を機に、この規制料金も撤廃されるはずでしたが、電源の8割を占有する電力会社の支配力が依然として強く、「規制料金撤廃を機に大幅値下げ攻勢で新電力を破産させ、独占的支配力を一層強化した上で大幅値上げする」という消費者団体の懸念から継続された経緯があります。この懸念は、2020年末以降の電力会社による電力市場への売り入札量抑制(逆に、買い入札量微増)という形で現れ、電力市場高騰の下で新電力破産が相次ぎ、新電力シェアはわずか8ヶ月の間に22.6%から19.9%(2022年4月末)へ下がってしまったのです。いま救済すべきは、電力自由化の主役であるべき新電力であり、電力会社ではありません。

規制料金の比率低下で一般負担金の性格が変貌

2016年4月の小売自由化以前には、電力会社の一般負担金は全額、電力消費者の負担すべきコストに計上され、電力会社の負担ではありませんでした。電力会社は、規制料金のままでは新電力に顧客を奪われるため、新電力より安い自由料金を設定し、高い規制料金と格安の自由料金の二本立てにし、自由料金契約を増やしてきたのです。その結果、規制料金の割合は急速に下がり、今や全販売額の17.7%にすぎず、82.3%を占める自由料金にコスト

表1. 一般負担金(従来分)・一般負担金「過去分」(過去分)・特別負担金とその合計および内訳

年 度	一般負担金			東京電力 特別負担金	一般負担金・特別負担金合計と内訳			
	総額	従来分	過去分		合計	東京電力	東電以外	過去分
2011	815	815	0	0	815	284	531	0
2012	1,008	1,008	0	0	1,008	388	620	0
2013	1,630	1,630	0	500	2,130	1,067	1,063	0
2014	1,630	1,630	0	600	2,230	1,167	1,063	0
2015	1,630	1,630	0	700	2,330	1,267	1,063	0
2016	1,630	1,630	0	1100	2,730	1,667	1,063	0
2017	1,630	1,630	0	700	2,330	1,267	1,063	0
2018	1,630	1,630	0	500	2,130	1,067	1,063	0
2019	1,630	1,630	0	500	2,130	1,067	1,063	0
2020	1,935	1,630	305	500	2,435	1,067	1,063	305
2021	1,947	1,337	610	400	2,347	854	883	610

(表1～3の出典:原子力損害賠償・廃炉等支援機構「一般負担金額及び特別負担金額について」の各年度データによる)

表2. 一般負担金(従来分)・一般負担金「過去分」(過去分)の電力会社別金額と2021年度従来分減額

原子力 事業者名	2019年度	2020年度一般負担金			2021年度一般負担金				
	総額	総額	過去分	従来分	総額	過去分	従来分	減額分	減額率
北海道電力	65	71	6	65	65	13	52	13	20.01%
東北電力	107	118	10	107	107	21	86	21	20.02%
東京電力	567	678	111	567	676	222	454	114	20.05%
中部電力	124	150	26	124	179	51	128	-3	-2.76%
北陸電力	61	65	4	61	57	8	48	12	20.11%
関西電力	315	388	73	315	398	146	252	63	20.02%
中国電力	42	51	9	42	52	18	33	8	20.04%
四国電力	65	78	13	65	78	25	52	13	20.01%
九州電力	169	200	30	169	196	61	135	34	20.03%
日本原子力発電	85	108	22	85	118	45	73	12	13.98%
日本原燃	29	29	0	29	23	0	23	6	19.65%
一般負担金計	1,630	1,935	305	1,630	1,947	610	1,337	293	17.98%

表3. 一般負担金(従来分・過去分)の電力会社別負担金率(構成比)と2021年度負担金率の変動

原子力 事業者名	2019年度	2020年度一般負担金			2021年度一般負担金				
	総額	総額	過去分	従来分	総額	過去分	従来分	減額分	減額/従来
北海道電力	4.00%	3.69%	2.05%	4.00%	3.32%	2.05%	3.90%	4.45%	111.3%
東北電力	6.57%	6.08%	3.44%	6.57%	5.48%	3.44%	6.41%	7.32%	111.4%
東京電力	34.81%	35.06%	36.37%	34.81%	34.70%	36.37%	33.93%	38.82%	111.5%
中部電力	7.62%	7.74%	8.39%	7.62%	9.18%	8.39%	9.55%	-1.17%	-15.3%
北陸電力	3.72%	3.35%	1.36%	3.72%	2.92%	1.36%	3.62%	4.16%	111.9%
関西電力	19.34%	20.05%	23.86%	19.34%	20.43%	23.86%	18.86%	21.54%	111.4%
中国電力	2.57%	2.64%	2.99%	2.57%	2.66%	2.99%	2.51%	2.87%	111.5%
四国電力	4.00%	4.03%	4.16%	4.00%	3.98%	4.16%	3.90%	4.45%	111.3%
九州電力	10.38%	10.32%	9.99%	10.38%	10.08%	9.99%	10.12%	11.56%	111.4%
日本原子力発電	5.23%	5.57%	7.38%	5.23%	6.08%	7.38%	5.48%	4.07%	77.8%
日本原燃	1.76%	1.48%	0.00%	1.76%	1.18%	0.00%	1.72%	1.92%	109.3%
一般負担金計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

注:一般負担金「過去分」は、1966～2010年度(2011.3.31まで)の原発運用期間の熱出力合計に応じて案分される。日本原電の東海原発と中部電力の浜岡1・2号は下記の通り、2011.3.31までに運用期間があり、その熱出力が考慮される。他の原発についても、運転開始時期など運用期間が異なるため、一般負担金「過去分」の負担率は、一般負担金負担率とは異なり、両者を合計した負担率も元の一般負担金負担率とは異なる。過去分は2020年10月から課され、2019年度総額に過去分は含まれず、従来分だけである。

1998/3/31運転終了(廃炉):東海発電所(GCR16.6万kW)

2009/1/30運転終了(廃炉):浜岡1号(BWR54.0万kW)と浜岡2号(BWR84.0万kW)

としての一般負担金は含まれていません。つまり、一般負担金の性格は、今や「電力消費者の負担」から「原子力事業者の負担」へ転化し、そのほとんどは原子力事業者たる電力会社の自由料金から供出しなければならないようになったのです。このような状況下での一般負担金の293億円の減額は、電力消費者の負担を減額することにはつながらず、電力会社の利益になり、一般負担金供出義務のない新電力との競争上、電力会社を一層有利にするのです。

減額率は2割、総額で東京電力を優遇

東京電力は他の電力会社と同様、運用中の原発熱出力に比例した一般負担金を供出する一方、特別負担金の供出を義務付けられています。この分は規制料金のコストには計上されず、もっぱら利益から捻出しなければなりません。2018～20年度は500億円でしたが、2021年度には400億円へ100億円減額されました。(実は、今年3月28日に100億円とされていたものが、4月28日には400億円へ増やされている。「減額分が400億円」というのは目立ちすぎるため、「減額分を100億円へ縮小」したのかもしれない。)

結局、一般負担金と特別負担金の減額分は、東京電力が214億円、他の電力会社等(日本原電・日本原燃を含む)が179億円、計393億円になります。一般負担金の減額割合は、2.8%増の中部電力と14.0%減の日本原電(いずれも震災前から浜岡1・2号と東海原発を廃止措置中だが、減額率との関係は不明)を除いて20%減、特別負担金の減額割合も20%減と、ほぼ同一の割合ですが、総額では東京電力が最も多く優遇されていることになります(表2、3参照)。

託送料金による全電力消費者からの強制回収

一般負担金の「より大きな減額」が、見えないところに組み込まれています。それが、一般負担金「過去分」です。これは、福島事故被災者への損害賠償額が当初の5.4兆円から7.9兆円に膨れあがったため、増分の2.5兆円を東電に1.2兆円(特別負担金0.67兆円、一般負担金0.53兆円)、東電以外の大手電力等に1兆円(全額一般負担金)、新電力に0.24兆円(一般負担金「過去分」)、計2.5兆円(正確には2.44兆

円)で賄うとされて導入されたものです。ここでは、新電力にしか一般負担金「過去分」が課せられていないように見えますが、実際には九電力会社の送配電会社が託送料金で全電力消費者から有無を言わず回収するもので、新電力負担でも、電力会社負担でもなく、電力消費者負担なのです。

一般負担金「過去分」で一般負担金が減額される

経産省の官僚がひねり出した一般負担金「過去分」の仕組みは次の通りです。①1966～2010年度に規制料金として回収し損なった一般負担金の総額約3.8兆円から2011～2019年度の一般負担金小売回収分約1.3兆円を控除した額＝約2.4兆円(正確には2.44兆円)を「過去分」とし、②その内訳は、経産省回答(2017.4.6)によれば、東京電力0.8兆円、大手電力1.4兆円、新電力0.24兆円であり、③5.4兆円から7.9兆円に増えた損害賠償費の追加分2.5兆円(正確には2.44兆円で、東京電力1.2兆円(特別負担金0.67兆円、一般負担金0.53兆円)、大手電力1.0兆円、新電力0.24兆円)とは別のものです。この「別のもの」の意味は、②と③の一般負担金を比べるとわかります。東電では②の方が0.27兆円多く、東電以外の大手電力では0.4兆円多いことが分かります。これらの合計は③の東電の特別負担金0.67兆円に合致しますが、③で供出が義務付けられた一般負担金額より0.67兆円多くの一般負担金「過去分」が回収されるため、その分だけ電力会社の当初(損害賠償費5.4兆円見積当初)の一般負担金供出義務が軽減されるのです。これが、「見えない減額」となっているのです。

一般負担金「過去分」610億円が託送料金に

一般負担金「過去分」は、2020年10月以降、総括原価方式で託送料金(送配電網使用料金)に転嫁されており、2.44兆円が40年かけて回収されますので、年610億円になります。2020年度は10月からの半年分で305億円、2021年度からは610億円が託送料金で回収されています。従来の一般負担金については、九電力会社など原子力事業者だけに供出義務があり、当初は規制料金で消費者に転化していたものの、今ではそのほとんどを自由料金から供出した

ければなりません。他方、一般負担金「過去分」は、託送料金で全電力消費者から強制的に回収されますので、「電力会社にも新電力にも意識されないコスト」でありながら、電力会社にとっては「見えない一般負担金減額」となっているのです。逆に、「1966～2010年度」に原発の電気を使った覚えのない消費者や、2011年度以降生まれの消費者にとっては、全く使っていない原発の電気料金を託送料金で支払われるのですから、意識せずにはおれないでしょう。しかも、その託送料金の支払いは2060年まで40年間続くのです。

原発早期廃炉時の「特別損失」も託送料金で回収

託送料金で強制的に回収されているのは一般負担金「過去分」だけではありません。40年の運転期限前に廃炉になった原発の廃炉費積立不足金や減価償却できなかった原発資産の残存簿価など「特別損失」に計上すべきものが、「廃炉円滑化負担金」として、2020年10月から一般負担金「過去分」とともに、託送料金で回収されています。福島事故後に廃炉になった15基(福島第二1～4号、女川1号、敦賀1号、美浜1・2号、大飯1・2号、島根1号、伊方1・2号、玄海1・2号)分の総額は4,740億円、2020年10からの3年間では1,524億円と膨大で、一般負担金「過去分」の3年分1,830億円にも相当します。福島事故前に廃炉になった3基(東海原発、浜岡1・2号)では特別損失として計上されていたものが、今では託送料金として回収されているのです(表4、5参照)。

福島原発の「廃炉等積立金」も託送料金で捻出

福島第一原発6基についてはこの枠組みから外されていますが、東京電力は「廃炉等積立金」6兆円を30年間かけて積立てるため、東京電力管内の託送料金を高止まりにして毎年1,200～1,400億円を「廃炉等負担金」名目のコストとして託送料金で回収しています。東電の他の部門の負担分と合わせて毎年2,000億円を積立てる計画ですが、その大半は安定財源である託送料金で賄われているのです。

託送料金は総括原価方式で決められているため、新電力は自由に手をだせず、外からは見えにくい

表4. 2020.10.1以降回収すべき廃炉円滑化負担金総額

送配電会社	廃炉円滑化負担金	廃炉会計対象原発(15基)
東京電力PG	1,646億円	福島第二1・2、3・4(3/4)
北海道電力NW	0億円	なし
東北電力NW	615億円	女川1、福島第二3・4(1/4)
中部電力NW	69億円	敦賀1(4/10)
北陸電力送配電	7億円	敦賀1(1/10)
関西電力送配電	1,141億円	美浜1・2、大飯1・2、敦賀1(1/2)
中国電力NW	91億円	島根1
四国電力送配電	573億円	伊方1・2
九州電力送配電	598億円	玄海1・2
合計	4,740億円	

注：廃炉円滑化負担金は、廃止措置資産620億円(減価償却の継続)、発電資産等3,089億円(廃止後10年間で定額償却)、廃炉費積立不足金1,032億円(一括計上または40年(40年超運転時は50年)運転時点まで分割計上)の計4,740億円であり、廃炉会計対象外の原発(9基)は、東京(福島第一1～6、東海原発)、中部(浜岡1・2)の9基である。

表5. 2020.10.1～3年間の賠償負担金・廃炉円滑化負担金

送配電会社	賠償負担金	廃炉円滑化負担金
東京電力パワーグリッド	692 億円	512 億円
北海道電力ネットワーク	38 億円	—
東北電力ネットワーク	107 億円	192 億円
中部電力ネットワーク	180 億円	18 億円
北陸電力送配電	36 億円	1 億円
関西電力送配電(A)	469 億円	421 億円
(B)	469 億円	396 億円
中国電力ネットワーク	55 億円	28 億円
四国電力送配電	71 億円	173 億円
九州電力送配電	183 億円	190 億円
合計 (A)	1,830 億円	1,536 億円
(B)	1,830 億円	1,511 億円

注：関電の廃炉円滑化負担金の一部が1年半で終了するため、「関電(A)は2022年3月31日まで」、「関電(B)は2022年4月1日以降」の適用額である。(表4、5の出典：電気事業法施行規則に基づく賠償負担金(一般負担金「過去分」)および廃炉円滑化負担金の額に関する経済産業大臣への承認申請(2020/7/17：経産省承認7/22))

電気料金の構成要素となっていますが、電力会社にとっては送配電網の膨大な資産が巨額の利益を生み出すドル箱＝打出の小槌なのです。本来なら原子力事業者である電力会社が利益で賄うべき一般負担金「過去分」、「廃炉円滑化負担金」、「廃炉等負担金」は、電力消費者から託送料金で強制的に回収するのではなく、自由料金で得られる利益で賄うべきです。それができないのであれば、脱原発へ転換するか、さっさと経営破綻して再エネ中心の新電力が自由に活躍できるようにすべきです。



今年は長居公園自由広場で開催する予定 戦争はいやや! 核なんかいらへん! FESTIVAL 2022

フェスタ2022代表代行 久保良夫

今年は、戦後77年となり、私たちが続けてきた反核フェスティバルも38回目となりました。

1980年代、全世界中に反戦・反核の大きなうねりが起こり、この大阪の地でも、10万人の大集会が大阪城公園でもたれ、反戦・反核運動が盛り上がりしました。そんな盛り上がりの中、集いを立ち上げました。大阪市の南の地にある阿倍野、東住吉、平野の市民グループや労働組合が立ち上げ、「戦争はいやや!核なんかいらへん!」をメインスローガンを掲げました。毎年秋に長居公園をお借りし、開催することができました。今年で39回目となります。このつどいは毎年屋外で集いを行っていたのですが、一昨年、昨年とコロナ禍で、屋外集会を断念し、屋内集会となりました。今年はなんとしても長居で再開したいと計画を進めています。またまたコロナ禍の再感染拡大を心配しながら、今こそこの運動を広げるべきときであると自覚し、スタッフ一同、頑張っています。

この集いの代表である山科和子（長崎原爆被害者）さんは、100才となりました。彼女の切なる願いを一步でも前進させたい思いです。

☆ 今こそ 戦争はいやや! 核なんかいらへん! の声を

プーチン政権はウクライナへ侵攻し領土の割譲を求めています。明らかに侵略戦争です。80年前の軍国主義国日本も真珠湾攻撃で太平洋戦争を始め、アジア解放の大東亜戦争と言い張り、日本の侵略戦争は始まったのです。1937年7月の盧溝橋事件^{ろこうきょう}を発端とする日中戦争も「1か月ぐらいで片付く」はずが、全面戦争に至り、日本軍は殺し尽くす(殺光)、焼き尽くす(焼光)、奪い尽くす^{そうこう}(搶光)の三光政策をとり、国民にはウソを繰り返しました。広島・長崎の核被害も、沖縄の悲惨な被害も正確には報道されませんでした。

プーチン政権による侵略行為はかつての日本と同じです。私達はまず真摯に過去を反省し、「同じ過ちを繰り返すな」と言うべきです。日本は、近代化とともに戦争への道に歩み始めた結果、多くの国民の命を犠牲にし、アジア諸国に多大な損害を与えました。「戦争は最大の人権侵害」です。戦後77年が経過しました。戦争を風化させず、先人の反戦の熱き思いを引き継がねばなりません。

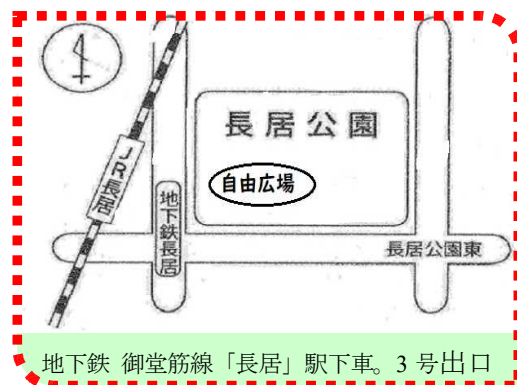
開催日 10月30日(日) 10時

開催場所 長居公園 自由広場

参加費は、無料です ゲーム

だれでも参加できます。景品あります。

お店 バザー、遊びコーナー 食べ物 飲み物など



※ このフェスティバルの運営費は、ファイル購入のカンパでまかなっています。1枚200円で販売しています。ご協力いただける方は、クボ（072-939-5660）までご連絡ください。

